

KYOKY 120

特集

附属養護学校から附属特別支援学校へ 京都教育大学附属京都小・中一貫学校の取り組み



京都教育大学

<表紙>

『ほれほれ みずのくに』

附属京都小学校 1年 間島 一輝

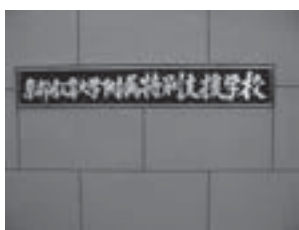
これは、図画工作の「でてきた できた」の学習の時間に砂場を掘ったり、山を造ったりしたことを描きました。

ぼくは、この時間に友達と「水を入れて川をつくろう。」と話して、何回も何回も水道から水を運んできました。そして、砂場に水を入れて流れるように、いっぱいいっぱい掘りました。

その事を絵に描くとき、いっぱい穴を掘っている様子と、水がどんどん流れている様子を混ぜぬりをして頑張ってみました。穴を掘っているときも、絵に描いている時も、とても楽しく、みんなの笑顔がいっぱいだったので、みんなの顔を笑っているようにしました。暑いのも忘れるくらいの楽しい時間だったので、幸せな気分色に仕上げました。

附属養護学校から附属特別支援学校へ

附属特別支援学校副校長 小竹 健一



この4月、本校は「京都教育大学附属養護学校」から「京都教育大学附属特別支援学校」と校名を変更しました。これは、学校教育法の一部改

正に基づくものであり、従来の「特殊教育」から「特別支援教育」へ、制度の名称変更と同時に、内容面も大きく変わってスタートしました。

また、併せて教育職員免許法の改正も行われ、従来の盲学校、聾学校、養護学校ごとの免許状は、特別支援学校の免許状に一本化されました。

ここでは、この「特別支援教育」について、これまでの「特殊教育」との違いや新たに加わった内容、またその経緯や本学附属学校園の取り組みなどから、説明していきたいと思ひます。

特殊教育から特別支援教育への転換

2003年（平成15）3月に、文部科学省が設置した「特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議」より、「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」が出され、その中で、これまでの障がいの程度等に応じて特別の場で指導を行う「特殊教育」から、障がいのある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行う「特別支援教育」への転換を図ることの必要性が示されました。

この最終報告を受けて、中央教育審議会が答申をまとめ、その答申をもとに、改正された学校教育法が、2007年4月から施行されました。

これにより、「特殊教育」が「特別支援教育」となりました。

これらの背景には、障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に学び合い、共に育ち合うことを目指

すノーマライゼーション、インクルージョンの理念がすでに世界中に広がっているということがあります。我が国においても、平成5年12月に障害者基本法が公布され、障がいのある人も障がいのない人も社会の一員として共に生活し、社会参加を目指すというノーマライゼーションの理念の実現が緊急の課題として明示され、その実現に向けて社会全体が動き始めています。

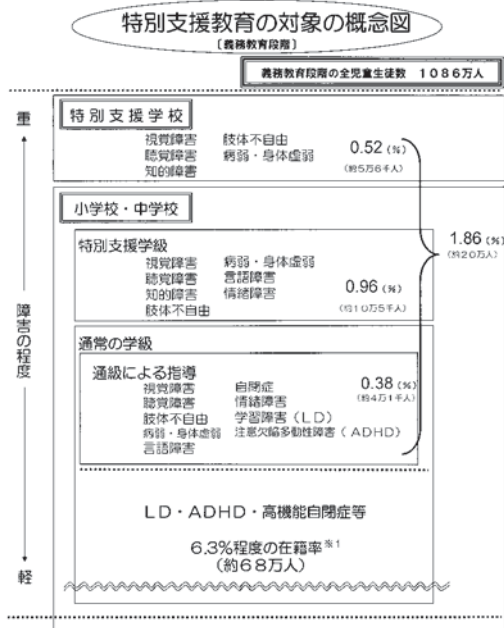
さらに昨年12月には、国連で「障害者の権利条約」が採択されるなど、教育の制度はよりインクルーシブな方向へと移行していきます。まさに、特別支援教育は国際的な潮流なのです。

〈特別支援教育とは〉

特別支援教育とは、障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うものです。

具体的には、盲・聾・養護学校が「特別支援学校」の制度に一本化され、小・中学校の特殊学級は「特別支援学級」に変わりました。また、特別支援教育の制度では、これまでの特殊教育では対象でなかったLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）、高機能自閉症の子どもたちも、新しい制度によって、教育的なニーズに応じて適切な教育的支援を受けることができるようになりました。

通常学級に在籍している児童生徒の約6.3%が特別な教育的支援を必要としているというデータがあり、この特別な支援を必要としている児童生徒が在籍するすべての学校において、特別支援教育は実施されます。つまり、これまで特殊教育が対象としていた児童生徒は、盲・聾・養護学校や特殊学級、通級指導教室に在籍している子どもたち（約20万人）でしたが、特別支援教育では、新たに、通常学級に在籍している約6.3%の発達障害の子どもたち（約68万人）が対象となります。数的に特別支援教育の対象は大幅に拡大しました。



特別支援教育の対象の概念図
 文部科学省ホームページより引用 (http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main/001.pdf)

ここで大切なことは、特別支援教育の理念です。それは障がいのある幼児児童生徒の教育にとどまらず、障がいの有無やその他の個々の違いを認識しつつ、様々な人々がいきいきと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、現在、そしてこれからの社会にとって重要な意味を持つということです。

〈特別支援教育を実施するために〉

それぞれの学校では、特別支援教育を円滑に実施するために、いくつかの学校体制の整備・新たな取り組みが実施されています。その主なものについて紹介します。

○特別支援教育に関する校内委員会の設置



特別支援教育に関する校内委員会とは、気になる子どもの実態把握を行い、その子への必要な支援を明らかにすることを主な目的とする委員会です。

この委員会の設置により、従来個々の教員のみに集中し任されていた校内の気になる児童生徒の情報や具体的な対応が、校内全体の教職員で共有化され、チームで対応することが可能となります。また、この委員会において各児童生徒の「個別の指導計画」が作成され、指導の目標や経過、成果についても、全教職員で共有できることとなります。

○特別支援教育コーディネーターの指名

特別支援教育コーディネーターは、先の校内委員会を中心となるメンバーです。教育的支援を行う人・機関を連絡調整するキーパーソンで、学内、または福祉・医療等の関係諸機関との連絡調整役として、学校の窓口の役割を担います。

また、特別支援学校の特別支援教育コーディネーターには、これらの他に地域支援機能としての役割があり、地域内の小中学校等への支援や関係諸機関とのより密接な連絡調整が加わります。

○「個別の指導計画」の作成

「個別の指導計画」とは、幼児児童生徒一人一人の障がいの状態等に応じたきめ細かな指導や支援が効果的に行えるよう、指導目標や指導内容・方法等が盛り込まれたものです。小・中学校等に在籍するLD、ADHD、高機能自閉症等の配慮が必要な児童生徒についても作成することが望まれています。「個別の指導計画」は、教育課程の個別具体化であり、学校が主体となって、保護者や関係者を交えて作成します。こうすることで、実際の指導に直接的に結びつくような実用的な方法の共有がなされ、作成そのものが子どもたちへの支援の連携を実現する手だてとなることが期待されています。

○「個別の教育支援計画」の策定

「個別の教育支援計画」は「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」において、「障害のある子どもを生涯にわたって支援する観点から、一人一人のニーズを把握して、関係者・機関の連携による適切な教育的支援を効果的に行うために、教育上の指導や支援を内容とする『個別の教育支援計画』の策定、実施、評価（「Plan-Do-See」のプロセス）が重要」と示されました。

多様なニーズに適切に対応していくための仕組みであり、関係者・機関との連携の際には重要なツールとなり得るものです。

なお、附属特別支援学校の「個別の教育支援計画」



は以下に掲載しております。http://www.kyokyo-u.ac.jp/YOUGO/index/sne19/isp.html

〈学校のあり方〉

○小・中学校として全体的・総合的な対応

特別な支援を必要とする児童生徒への指導は、ある一人の教員（担任など）だけが担うのではありません。学校として「特別支援教育コーディネーター」「校内委員会」「専門家チーム」「巡回相談」などのシステムを導入し、それらを有効に活用することにより、より専門性の高い指導を、全体的・総合的に推進していくことになります。

つまり、「教師一人による支援」から、学校全体で「チームによるシステムとしての支援」で対応していきます。

○特別支援学校における新たな取り組み＝センター的機能の発揮

特別支援学校はこれまで蓄積してきた専門的な知識や技能を活かし、地域における特別支援教育のセンター（核）としての役割が期待されています。

特別支援学校に通ってくる子どもたちへの指導や支援のみならず、近隣の幼稚園、小・中学校、高等学校または関係諸機関等の要請に応じて、様々な支援を行うこととなります。

主な支援の例としては、相談支援、「個別の指導計画」作成・「個別の教育支援計画」策定への協力、研修会等への支援、情報提供、施設設備等の提供などがあげられます。

■ 本学附属学校園での取り組み



本学の中期目標・計画にもありますように、附属学校園では数年前より特別支援教育の実施に向けて、数々の先行的取

り組みが始まっています。

各校園においては、この4月には特別支援教育コーディネーターの指名、校内委員会の設置等がなされ、基本的な学校体制が整備されました。特別支援学校では、個別の教育支援計画の策定や、個別の指導計画の作成、療育・教育に関する相談支援、コンサルテーション、研究会・研修会への支援など数年間の試行期間を経て、本格実施となりました。

ここでは、これに関連して新たに始まった試みや以前より行われている特色ある取り組みについて紹介し

ます。

〈SST (Social Skill Training) サマーキャンプ〉

SSTサマーキャンプは、自然の中で、友達と一緒に、身体全体を使って遊んだり、作ったりする活動を通して、そ



その場や状況にふさわしいソーシャルスキルを体験することをねらいとしています。今回のサポートプログラムは本校・附属桃山小学校・大学の連携協力によって企画され、この8月8日・9日の二日間のプログラムに桃山小学校に在籍する3名の児童が参加しました。

初日は、ウォータースライダーで思いきり遊び、それぞれ、水の心地よさと開放感を味わいました。2日目は、山か



ら竹を切り出してシャボン玉や水鉄砲を作って遊び、長い竹を割って流しそめんを楽しみました。竹を運ぶとき、切るとき、割るとき、ごく自然な形で子ども同士が協力し合ったり、約束や順番を守ったり、譲り合ったりする姿を見ることができました。この二日間を通して、子どもたちのいきいきとした姿と笑顔に触れ、これからも、附属小学校の先生、保護者の方と一緒に、子どもたちの成長を支援していくことができたらと考えています。

〈特別支援教育実践交流センター活動〉

「特別な支援が必要な状況におかれている人たち（子どもたち）」への指導・支援等にかかわる関係機関・者が、それ



ぞれの実践を交流し合い、相互に実践力を高め合う「場」と「機会」をつくりだすことを目的としています。

①東京学芸大学・京都教育大学附属特別支援学校合同公開講座

通称、「ワークショップ」と呼び、全国附属特別支援学校の教員を対象に、教材開発などを主たる



テーマとして行われてきましたが、数年前より、地域開放型のワークショップとしました。夏休み期間中

に、全国附属特別支援学校、地域の幼稚園・保育園・小学校・中学校・特別支援学校の教員や、社会福祉施設職員、大学生などが1泊2日の日程で特別支援学校に集い、教材作りや指導・支援のあり方、子ども理解などについて考えます。

②特別支援教育公開講演会



外部より講師を招いての特別支援教育に関する講演会です。平成18年度は10回の講演会を企画・実施したところ、地域の保育園、幼稚園、小・中学校、特別支援学校などの教育関係者をはじめ、大学生や福祉事務所、授産施設などの福祉分野の関係機関からも、合わせて約600名の参加がありました。

〈生涯学習支援センター活動〉



毎月、第1、3日曜日を活動日として行われる卒業生本人とその保護者を中心としたサークル（茶道、書道、サッカー、ウォーキング）活動です。参加者の年齢は幅広く、16歳から52歳の人たちがそれぞれの活動を楽しんでいます。このサークル活動は、今年で8年目を迎え利用者間で定着したものとなっています。



本来、日曜日の余暇支援活動として始まったサークル活動ですが、今では、進路に関するアフターケアから生活一般の相談支援活動までも含まれるようになってきています。

生涯学習支援センターでは「学校は卒業後もいつでも行きたいところ・いつでも行ける場所・みんなが集えるところ」を合言葉として、本人・家族・学校職員（旧職員も）、そして関係機関が連携した、生涯にわたる支援体制づくりを進めていこうとしています。

〈地域の交流センターとしての活動〉

深草福祉事務所、学区の社会福祉協議会等との共催で、本校施設を使って、「子育てサークル（対象：0～3才児とお母さん）」、「健康すこやか学級（対象：

60歳以上）」を実施しています。「子育てサークル」は大変盛況で、毎回30から40組の親子の参加があり、地域でも評判のセンター活動となっています。



このような活動により、地域の幅広い年齢層の人たちが定期的に来校され、本校が地域の集いの場となっています。そこでは、地域の人たちと本校、そして本校の子どもたちとの間で、ごく自然な形で交流が生まれてきています。

例えば、子どもたちが地域の人たちからの暖かい眼差しや声かけに守られながら登下校できているのも、このようなセンター活動の効果の現れです。



〈終わりに「特別支援教育臨床実践センター」への期待〉

平成19年度、本学に「特別支援教育臨床実践センター」が開設されます。

学校現場では、4月より特別支援教育がスタートし、発達障害児に対する障がい特性の理解や指導方法の開発等を含めた教員の指導力向上が緊急の課題として浮かび上がってきています。従ってこの時期の本学の特別支援教育臨床実践センターの開設は、まさにタイムリーであり、関係各方面から多大な関心が向けられています。

そこで、まず本センターとして着手すべきことは、京都府・市の幼稚園・学校や教育委員会、または福祉、医療等の関係諸機関との間に、特別支援教育に關する緊密な連携・協力体制をつくることです。そして、具体的には、それら関係諸機関の参加・協力を基盤として、特別支援教育についての高い専門性と実践的な指導力のある教員養成のためのプログラム開発、本学・大学や附属学校園に在籍している発達障害の人たちへの実際的な支援活動、そして、大学全体で特別支援教育を推進するための学内体制の整備などが早急に取り組まなければならないことと思われます。

「教育の総合大学」である本学の「特別支援教育臨床実践センター」は、今まさに、京都府全体の特別支援教育のセンターとして、その機能を発揮し、役割を果たしていくことが期待されているのです。

参考：特別支援教育の推進について（通知）

（平成19年4月1日文部科学省初等中等教育局）

京都教育大学附属京都小・中一貫 学校の取り組み

附属京都中学校副校長 橋本 雅子

1. はじめに

本校では、平成15年度から、京都小・中両校が、その所与の諸条件（隣接する立地、児童の連絡進学、両校教員の研究連携の蓄積）を生かし文部科学省の研究開発指定を受けて、「9年制義務教育学校」の設立に向けた小中学校9年一貫教育システムの確立に関する研究開発に取り組み、小・中一貫のキャリア教育を中核にすえたカリキュラムの開発を中心に研究を進めている。

この研究に至った理由としては、京都小中学校は、京都教育大学に付置される7附属学校園の中で、他の5学校園が大学周辺の伏見区に位置するのに対して、京都市北部に位置している。この地理的状況から研究推進面では他の5校園と連携しつつも、本学の法人化への転換後、その地理的条件から本小中学校が他の5校園とは相対的に独立した組織形態を取ることもあったと考えた。こうした状況において、本小中学校は「通学区」を共有し、小学校の卒業生のほとんどが中学校に連絡進学しており、現実には1小学校－1中学校の「学区」構造を持っている中で生徒指導上の問題はもとより、学校行事や教科指導等における連絡調整を密に行うことは当然に求められ、附属校としての研究開発も共通テーマをもって共同して実施する必要がある。とりわけ、新学習指導要領の実施に伴い、より抜本的な教育課程の改善・改革、9年義務教育学校のシステムづくりが不可欠となっており、全国的にも注目を集めているところである。

具体的には、次の五つの項目について研究を重ねている。

①9年一貫教育課程の研究開発

キャリア教育理念の具現化に向けた新教科「サイエンス」・「ランゲージ」・「アントレプレナー」の開発と9年間の連続した教育課程の開発

②学習組織、児童・生徒集団編制に関する研究開発

9年間で4－3－2年に区分し、習熟度別編成や可変的人数による学習集団編制の開発

③教職員組織、教授組織に関する研究開発

小中学校教員の相互授業担当と学年に応じた学級担任制と教科担任制、また学年担任制を含めた協力教授組織の開発

④学校運営組織の一体化に関する研究開発

校務分掌組織、職員会議、各種委員会組織の統合、一体化の開発

⑤施設・設備の共用、拡充に関する研究開発

特別教室、体育施設設備や情報機器等の効率的配置と活用の開発

2. 研究の取り組み

(1) 9年一貫教育課程の研究開発について

「ゆとり」と「生きる力」を義務教育段階で具現化していく上で、児童・生徒が自ら学習する意味や意義を理解し、自主的・主体的に学習することが強く求められている。自らその将来展望を切り開いていく能力を身につけさせる、というキャリアエデュケーションの理念をこの9年一貫教育課程の基盤に置き、その具現化に向けて新しい教科の設定並びに教育課程の開発を行った。

義務教育段階で考える『キャリア教育』は、学校教育のはじめから最終段階までを包括的に扱うものであり、すべての教育活動で行う立場に立ち、本校のキャリア教育のあり方を次の視点で見直し、小・中一貫した包括的なプランを考えることにした。

- 『これまでの学び』は、本当に生徒たちの将来設計や社会生活に活かされていたか
- 『これまでの学び』は、本当に生徒たちにとって、意義があるものであったか
- 『これまでの学び』は、重複や過不足を含め効果的な学習になっていたか

まず、本来の目的であるはずの「現代社会に積極的に生きる力を育むための学校教育づくり」を行うことを念頭におき、①閉じた学校社会からの脱皮、②教育内容の一貫と見直し（社会に開かれた授業目標の設定と方法の工夫）、③時代に応じた新しい教育（新授業・コースの導入）をとりあげ、小・中の連携を図った。

昨今、教育界では、「学校間の円滑な連携」「接続の問題」が大きく取り上げられている。時代に対応すべく新しい内容を含んだ授業が、学校個々の個性に応じて創られようとする時代に、生徒にとっての時系列を無視することはできない。それに加え、従来から叫ば

れていた「生徒個々の持つ情報の移行」や「教え方や接し方の小中のギャップ」等も、進学時の不適応など見過ごすことのできない問題を引き起こしている。学校間の連携は、生徒たちの実態に見合った適切な移行を考えなければならないのである。

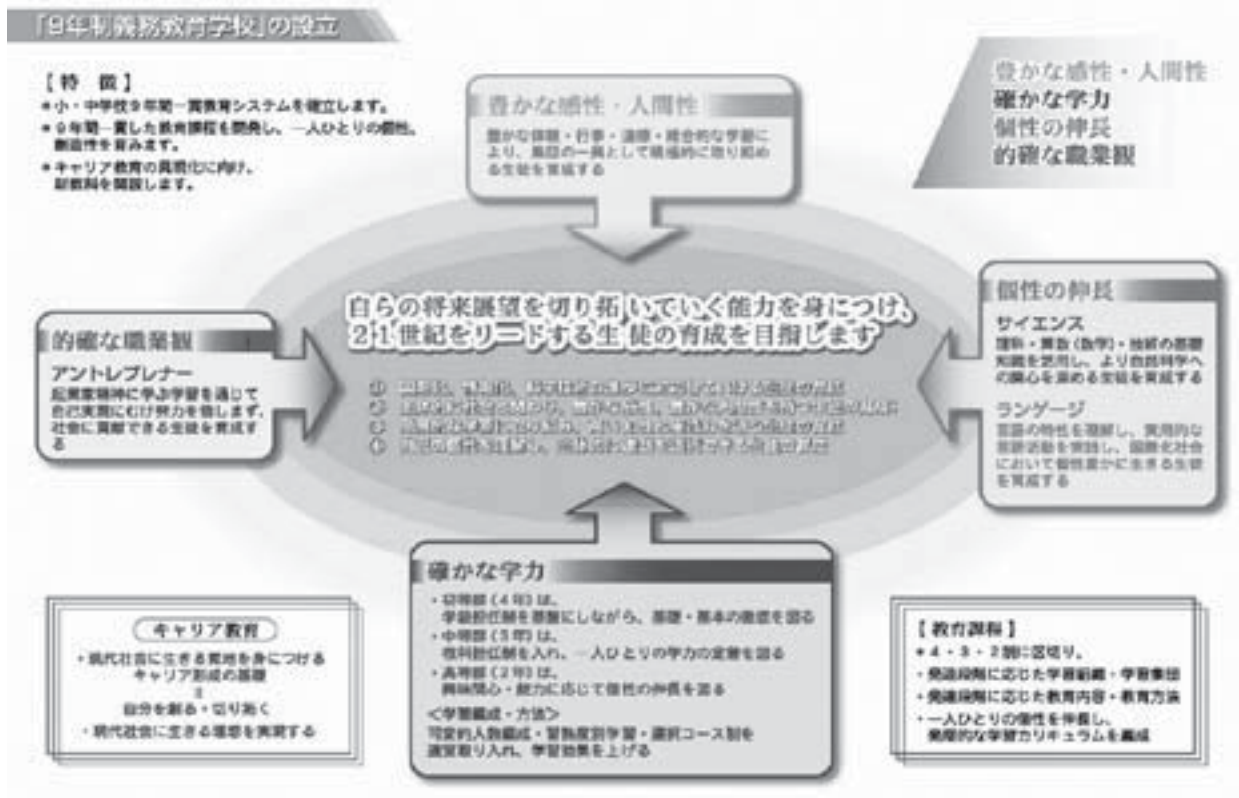
このような視点で、本校では、連携の意義付けをより積極的なものにし、学校教育そのものを“広義のキャリア教育の場”として学校全体の教育課程を見直したのだ。ここに言う“広義のキャリア教育”とは、従来の学校教育のイメージにある進学・就職指導や短期的ガイダンスといった、特設の授業や時間設定による相談活動を指すものではない。従来のすべての教科指導をも含め、学校での学びを社会の中での理想（夢）の持ち方から、その実現に向けての態度形成や能力開発のための学習と位置づけ、生徒たちの夢の実現や将来設計のための学校づくりを目指そうとする立場そのものを示すものなのだ。

そこで、小・中学校の教育目標の柱を、子どもたちの“キャリア形成”を支援する学校づくりとし、子どもたちが夢をもって自分の将来や社会について考える

ことのできる学校づくりをめざすのである。

私たちが目指していくこの広義のキャリア教育は、ひとりの生徒の育ちの中で、『夢や希望を持ち、生涯にわたって自らの進路を主体的に切り拓いていく力』をつけることである。もちろんこの力は中学校までの9年間で完成されるものではなく、生涯にわたって培われ続けていくものであろうが、中学校を卒業した生徒が生涯にわたって培っていけるような素地づくりを大切にしていきたいと考えている。

『キャリア教育』を中核に据えたカリキュラムを考えるとときに、現在の教育活動に付け加えるという発想ではなく、新たに学校の『枠組み』や、『目指す生徒像』、『教育目標』なども考えていく必要がある。そこで、本校では、新たな小・中学校の学校構想を発表し、具体策を考えていくことにした。そして、『目指す生徒像』を自らの将来展望を切り開いていく能力を身につけ、21世紀をリードする生徒の育成を目指しますと考え、それぞれの領域で子どもたちに育成する力を明確にしたのだ。



(2) 新教科

グローバル化や情報化の進展、地球環境問題の深刻化、科学技術の進歩など国民を取り巻く環境は、大きく変貌を遂げており、教育もこれらの時代や社会の変化に常に的確に対応していくことが重要である。また、子供の的確な職業観を身につけさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力や態度を育むための教育が重要とされている。これらの教育の具体的実現に向け、国際化・科学技術の発展に寄与できる学習として『ランゲージ』『サイエンス』を設け、個性を伸ばし、実践的な力を養う教科として設定した。職業観を身につける学習としては、『アントレプレナー』（起業家涵養教育）の設定により、職業に関する知識・技能を高めるものとした。

サイエンス

理科・算数（数学）・技術の基礎知識を活用し、より自然科学への関心を深める生徒を育成する

- ・学外講師とのチームティーチング
- ・専門教科担当の観察・実験の充実
- ・応用数学の実施と検証
- ・研究機関の施設見学等

ランゲージ

言語の特性を理解し、実用的な言語活動を実践し、国際社会において個性豊かに生きる生徒を育成する

- ・国際人として日本語文化を獲得する学習
- ・外国人とのコミュニケーション学習
- ・日本語・英語でディスカッション能力を高める学習
- ・日本語・英語でプレゼンテーション能力を高める学習
- ・英語検定・TOEIC言語技能習得を進める学習

アントレプレナー

起業家精神に学ぶ学習を通じて自己実現にむけ努力を惜しまず、社会に貢献できる人材の育成

- ・創造力を育む商品開発の学習
- ・企画力を中心とした学習
- ・体験からプレゼンテーション能力を育む学習
- ・チームワークを育む会社づくりの学習



アントレ
プレナー

旅行企画
(京都に貢献)



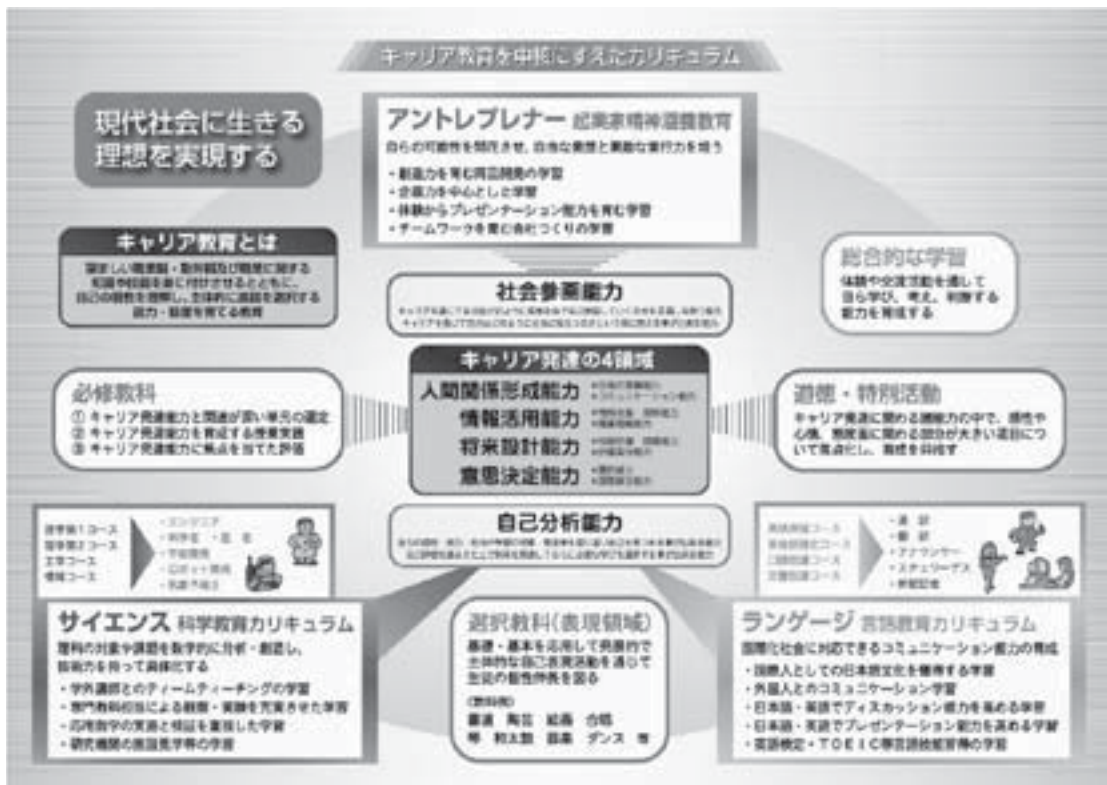
サイエンス

(ロボット)

(3) 4-3-2制

9年間を初等部（小1～小4）中等部（小5～中1）高等部（中2～中3）に区分した教育課程の編成を試みた。区切りを4-3-2制にするねらいは、次の2つの側面からである。

一つ目は、小学校の4年生頃から子どもたちの心身の発達、思春期に見られる内面の変化等、成長段階の中で子どもたちに大きな変化が見られることや、小学校6年生と中学1年生をまとめることにより、近年よく言われる小中間の移行の難しさを解消できること等、子どもたちを取り巻く現状から考えられる部分である。二つ目は、学習組織・学習集団の面から考えた4-3-2制の実施である。初等部4年は学級担任制を基盤にしながら、可変的人数編成による学習を進めることで基礎・基本の徹底を図る。中等部は教科担任制を入れ、一人ひとりの能力に応じた指導を行う。高等部では一人ひとりの興味関心・能力に応じて選択コース制により個性を伸張する。また、9年間の区分に対応する教職員組織、教授組織を編成し、教員の所持免許教科を基本としつつも、その弾力化による小中学校教員の相互授業担当と学年に応じた学級担任制と教科担任制、また1学年3学級を単位とする担任制を含めた協力教授組織に取り組んできた。具体的には、小学教員が中学1年を担当し、学級担任として複数教科を担当し、中学教員が小学5年・6年の授業を教科担任として受け持ったのである。大きな成果としては、小・中教員がそれぞれ小中の生徒の実態を把握する意味で認識を深めることが出来、教授方法を工夫する機会になった。



(4) 組織の一体化

校務分掌組織や各種委員会組織を小中学校校舎合わせたものに再編成し、教職員の職務の合理的な分担を図ることにつとめている。また研究会議等を全体会議とし、毎月全教員が集まる会議を設定した。また、3つの学年団に区分し、その審議事項を整理し効率的な運営を図る試みも同時に始めた。成果としては、これまでの異なる「学校文化」によっていた学校経営を、両者の融合を図ることによって、管理職者の役割や指導性、校務分掌組織の効果的・効率的編制、主任職の役割機能の見直し、各種審議組織の効率的運営等について、その改革に向けた知見を得ることができた。具体的に、学校長が小中1名制になり、評議委員会・育友会等も小中合同または、一体化しての組織となった。

(5) 施設・設備の共用、拡充

今年度、耐震補強を伴う改修工事が京都中学校で実施されている。この工事では、これまでの小中一貫教育をより現実的なものにするために中等部の5・6年が中学校校舎に移り、小学校校舎を小中が共用する計画である。その結果、中学校北校舎2・3階には、高等部8年・9年が入り、中学校本館校舎には、5年・

6年・7年の中等部が入ることになる。また、小学校校舎は、初等部校舎となるが、中等部からも高等部からも共用できる特別教室や小中一貫の図書室・総合学習等で活用できるコミュニティ教室などとして使用できるように計画している段階である。これまで、中学教員が小学校校舎で授業を担当するために調節していた時程(中学の休憩時間を5分間に短縮して対応して調整をしていた時程)も解消される。

3. 成果と課題

これまでの取り組みを通じて、小中一貫ならびにキャリア教育校のパイロット校として着実に成果を上げている。最近では、文部科学省から紹介されて視察に来られるケースも増えている。しかしながら、感じるところは、私たちは、形を追い求めているのではなく、子ども達にとってよい学校づくりや教育を考えていかなければならない。今まで6年間で子どもの成長を見てきた教員が中学卒業時に9年間の成長を見届けたときの思いは、感慨深い。私は、教師が9年間の長い関わりの中で成長を見届けられること、これが9年制学校の良さだと実感する。

アメリカにおける forensic psychology の展開 —学校現場における法教育のあり方をめぐって—

附属教育実践総合センター講師 花田 里欧子

近年、法及び司法に関する教育（以下「法教育」）を、より広く普及していく必要性が高まっている。

法教育とは、アメリカの法教育法 (Law-Related Education Act of 1978, P.L.95-561) にいう Law-Related Education に由来する用語で、法曹養成のための法学教育などとは異なり、法律専門家ではない一般の人々が、法や司法の役割を十分に認識した上で、紛争に巻き込まれないように必要な備えを行い、仮に紛争に巻き込まれた場合には、法やルールにのっとった適正な解決を図るよう心がけ、さらには、自ら司法に能動的に参加していく心構えを身に付けるための教育を特に意味するものである（法教育研究会「報告書」・平成16年11月4日）。

特に、法教育の実践に関しては、「学校教育等における司法に関する学習機会を充実させることが望まれる」（司法制度改革審議会意見・平成13年6月12日）とされ、我が国の学校現場でも、社会科や公民科をはじめ、関係教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間等において、法教育に関する積極的な取り組みが、既に行われてきている。

また、臨床心理学の観点からも、法教育を、個人の問題解決能力の向上に資するものと考えれば、その応用可能性を指摘することができる。一方、本邦の法教育の実施において、心理学的知見をふまえたカリキュラム編成の必要性は、近年指摘され始めたばかりであり、未だ十分な指針を得ていないままである。

そこで、2007年2月～3月にかけて、欧米を中心

にここ10年間で展開をみている、法と心理学が学際的協働を図る forensic psychology の学問的現状について複数のトピックを多角的に調査し、そこから我が国の法教育のあり方を発想していくことを目的に、研究を行った。

本稿では、紙面の関係で在外中の成果すべてを記述することはできないが、その中から、特に、在外中の主な受け入れ先であった、University of California, Berkeley, School of Law (Boalt Hall) の Kathryn R. Abrams 教授が先導する、“law and the emotions” という研究テーマに関して2月8日～9日に行われた、会議の様様とそこで得られた知見を成果の1つとして報告する。

(https://www.law.berkeley.edu/institutes/cslls/lawemotion_conference/conference.html 参照)。

“law and the emotions” というシンプルながら、水と油のような単語を並べて掲げられた本テーマは、法と心理学が手を組んでいくことの意義と難しさを議論していくには、これ以上のテーマ設定はないのではないだろうかと思えるほどに、象徴的で、野心的なものであったと言える。国際会議と銘打たれていたわけではなかったが、各国からの関心も高く、日本からは筆者が、カナダ、スイス、オーストラリアから参加があった。法と感情の接続の探求という共通のテーマの下での話題提供は、哲学、神経科学、行動科学、人権、社会学、心理学からと非常に多岐にわたり、これらに引き寄せられてきた研究者の専門も、法学のみならず、精神科、外科、臨床心理学、公衆衛生と、様々であった。議論は当然、広くて深いものとなった。

議論自体は非常に興味深く、活発であったが、話題提供が多岐にわたり、拡散するので、法と感情の接続を探求することによって、いったい何が目指されているのか、会議のゴールが見えなくなった。また、議論が非常に抽象的になっていくので、この会議の目的は、法のプラグマティックな側面を否定することなのだろうかという疑問もわいた。そこで、このことを会議で投げかけてみたところ、University of Sydney, Faculty of Law の Gail Mason から、次のような返事が返ってきた。



写真1 Law and the Emotions : New Directions in Scholarship での会議の様子



写真2 Gail Mason, University of Sydney Faculty of Law (左)

「法は感情を無視してきたわ。それは法に関わる私も同じだった。自分にわき起こる感情や、相手が様々に抱いているであろう感情を考慮しては、弁護士としての仕事はなかなか捗らないから。でも、私はこの会議に、自分の、そして、相手の感情を取り戻すために来たのよ。感情は無視をしても、そこに必ずわき起こっているもの。なくすことはできない。であれば、その感情を、より良い方向に持っていくことはできないかしら。ケースに関わる人たちの感情を知り、そこに渦巻く憎しみのようなネガティブな感情を、少しでもポジティブな感情にしていけるようにできないかしら。時間がかかることかもしれないけど、まずは私の、そしてクライアントの感情を意識化することが大事だと思うの。」

私は、自分がそれまで法教育に対して、“law and the emotions”の“law”に、またforensic psychologyの“forensic”に偏って意義を見出そうとしすぎていたことに気づいた。一般の人々も法という武器を新たに手に入れることによって、感情に振り回されず、問題を片づけられるようになるといった、効率的な問題解決能力を向上させるもの、というイメージを持っていたし、それが、法教育のメリットと促えすぎたのである。自らpsychologyを軸定としながらであ



写真4 “Law and the Mind Sciences” のパネリスト



写真3 Kathryn Abrams, UC Berkeley School of Law

る。

Gailとこのようなやりとりができたことは、法教育の実践にあたり、心理学的知見をふまえたカリキュラム編成の必要性や重要性を認識はしながらも、まだ具体的なイメージが描けずいたところで、非常に意味があることだった。折しも在外研究の初期に参加できた本会議は、forensic psychologyや法教育の理解を補ってくれるものとなり、その後の研究に取り組むための指針を与えてくれた。

現在、我が国の法教育は、平成15年10月7日『中央教育審議会答申』の「生きる力」の一文とともに論じられることが多い。このときに、強調されるのは、その1文のなかの「自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力」という前半部分であり、以降続く「自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力が不可欠である」という後半部分は、比較的強調されないでいる。法教育の展開において、この後半部分を心理教育的観点から法教育に盛り込んでいけるか否かが、法教育のあり方にも大きく関わってくるだろう。このことが、今後法教育の普及によって、今後日本がむやみな訴訟大国になるか、ならないかを、大きく分けることになると思われる。

※本研究は、平成18年度学長裁量経費による在外研究の補助を受けました。最後になりましたが、この場を借りまして、2か月間の在外期間中、附属教育実践総合センターの先生方、教育臨床心理学コースの先生方はじめ、多くの先生方のご協力とご理解により、大変貴重な機会を頂戴できましたことを、深く感謝申し上げます。

過去と現在のマリアージュ —世界文化遺産リヨン旧市街地を歩く—

社会科学科教授 香川 貴志

1. リヨンの概況

リヨンの起源は古代ローマの植民都市として誕生した紀元前1世紀にまで遡るが、現代都市の基盤が固められたのは16世紀のフランス・ルネッサンス期とするのが穏当であろう。リヨン旧市街地にはルネッサンス期の建造物が多く残り、1989年に「リヨン歴史地区」としてユネスコの世界文化遺産に登録された。

リヨンの中心市街地は、北北東から南南西に流れる二本の河川(西寄りのソーヌ川、東寄りのローヌ川)によって三地区に分けられる。ソーヌ川西岸の旧市街(ヴェーリヨン Vieux Lyon) は多数の観光客を集め、ソーヌ川とローヌ川の間半島状の地区(プレスキル Presqu'île) には市庁舎などの各種行政機関や市民憩いの場であるベラクール広場(Place Bellecour) が展開するが、プレスキルも歴史を実感させる建造物が多い。ローヌ川東岸はパールデュー Part Dieu 駅や大規模商業施設を代表とする新市街地である。駅周辺の市街地再開発は、1960年に始まり、約15年でおおよそその完成をみた(谷岡武雄 1984)。

リヨンの人口は2005年現在で約47万人、マルセイユの約82万人に次ぎフランス第3位である。ただ、2000年データの都市圏人口は約135万人で、マルセイユのそれと拮抗している(ギィ・デブランク 2001)。主要産業は長らく絹織物が著名であったが、近年はローヌ＝アルプ地方の中心都市として先端産業や食品加工でも多大な実績をあげている。

2. ソーヌ川西岸・旧市街への誘い

リヨン市街地を見下ろすフルヴィエール Fourvière の丘上の大聖堂付近から東方を望むと、上述したリヨン中心市街地の全体像が把握できる。赤茶けた屋根瓦は統一感を醸し出し、ソーヌ川とローヌ川の河畔にある街路樹は帯状に伸び、あたかも市街地に刻まれた年輪のように感じられる。最も早期に生成された年輪はソーヌ川であり、その手前側に展開するのがリヨン旧市街地である。ただ、フルヴィエールの丘から俯瞰しただけでは、旧市街地とプレスキル(ソーヌ川とローヌ川の間半島状の地区)との違いを見出すことは極めて難しい。

旧市街地の魅力は、決して広くない石畳の街路を歩

き回った者だけに獲得が許される。さらに、その街路に面した扉を開けてトンネル状の小径(トラブール Trouble、写真1)を奥へ進めば、秘密めいた通路の先でルネッサンス期の芳香に満ちた味わい深い景観と対峙することができる。このトラブールがトンネル状になっていることについては、リヨンの名産である絹織物を雨露から避けたためとも、絹織物デザインの盗作防止の観点から人目を避けたためとも云われている。



写真1 街路からの小径トラブール Trouble

3. トラブールの奥にあるもの

街路に面したトラブールの入口扉に看板が無ければ、トラブールの奥に集合住宅があると概ね判断できる。その細く薄暗いトラブールの先にはコモンスペースの中庭があり、そこに古井戸の跡がしばしば残っている(写真2)。柔らかく優美なデザインが訪れた者の琴線に触れる。古いものが慈しまれつつ手入れされている様子が伝わり、デジタルカメラのシャッター音が良く聞こえるほど見学者が静かになる瞬間である。居住スペースゆえに、見学者に対して静粛を促す小さな注記があることも珍しくないが、ここで騒がしくする者は殆どいないであろう。



写真2 古井戸の跡と傍らの集合郵便受箱



写真3 塔状になった階段室

個々のトラブールの奥には、各々が個性的なデザインを持つ中庭とそれに面した住宅が展開する。各住戸へアプローチする階段室の多くは塔状になっていて、その造形も相当に魅力的である(写真3)。

これらの住宅は、持ち家と賃貸住宅が混在し、賃貸住宅には中低所得者をメインターゲットにした社会住宅も存在するようである。

古い建造物であるため、外観に手を入れることが厳しく制限されている一方で、室内の変更は比較的容易なように政策的な配慮がなされている。多少の不便を辛抱しながらの当地での暮らしは、都市の歴史を実感しつつ生活を楽しむことであり、それが居住者の郷土愛を育んでいるのであろう。

4. 過去と現在のマリアージュ

上述した文化遺産の活用は、住宅だけにとどまらず、1階部分を主とした小売店への転用、建物全体をホテルに転用して中庭をロビーにするなど、さまざまな形態のコンバージョンで現出している。

このようなトラブールの奥の日常は、あくまで現代都市リヨンにおける生活や経済活動の一段面であり、そこに「保存」という言葉は似合わない。歴史が刻み込まれた文化遺産でありながら、それを現代人の生活に活用していく「保全」が実践されており、過去と現在が上手く結びついて互いの良さを認め合っている。これは、まさにマリアージュ Mariageと呼ぶに相応しい。制約・不便・誤解が昂じた多少の波風は、おそらく過去にあり将来にも生じようが、リヨン旧市街地は仲睦まじい夫婦のように試練を乗り越え、美しく齢を重ねていくに違いない。

付記 本稿は2007年3月28日、都市住宅学会のフランス住宅事情調査に帯同して実施したフィールドワークをもとにしたものである。

参考文献

- ギィ・デブランク(2001)「フランスの人口：2000年はじめの調査概要」在日フランス大使館HP (http://www.ambafrance-jp.org/IMG/pdf/img_france.pdf) [2007年4月30日閲覧]。
谷岡武雄(1984)「ローヌ川を下る—南フランスの産業整備事業—」週刊朝日百科『世界の地理』13、pp.66-69。

食いしん坊でよかった

平成18年度日本語・日本文化研修留学生 **Maneva Mila Nikolaeva**
マネヴァ ミワ ニコラエヴァ(ブルガリア出身)

文部科学省の留学試験を受けようかと最後まで迷っていました。日本語に自信がなく、失敗が大嫌いな私は試験に落ちてしまうという思いで怖かったのです。しかし、日本にいる友達とまた会える、大好きなお饅頭をもう一回食べられるという魅力が打ち勝ったようです。食いし

ん坊であるおかげで日本に留学することになりました。そして、私の幸運はより良いものになったのです。なぜなら、この1年間日本で最も美しい、最も行きたかった街京都が私の滞在先に決定されたからです。ところが、留学の準備をしている間に、この最初の喜びはどんどん不安と心配に変わっていききました。一番心配だったのはやっぱり日本語でしたが、もう一つは日本の大学でちゃんとやっていけるだろうかということでした。実は、日本へ行くのは初めてではありませんでした。2年前国際交流基金の日本文化研修短期プログラムに参加させていただいて、大阪にある国際交流基金関西国際センターで1ヶ月半を過ごしたのです。しかし、その時私を含め、参加した人は日本語が少ししか話せない外国人ばかりだったので、ほとんど英語で話をしましたし、「楽しみながら日本文化に触れて、日本をもっと知りましょう」というプログラムだったので、当然大学のように試験も、義務感もありませんでした。日本は競争の激しい所だとも聞いていたので、1年間最後までやっていけるかどうかとても不安でした。



心配に反して、生活上の問題は全くありませんでした。2年前大阪でできた友達も日常生活の物をくれたり、いろいろ手

室の皆さんにも困ったとき説明して助けていただいて、とても住みやすく家庭的な雰囲気を作っていただきました。

また勉強の面では、今から考えてみると、京都教育大学に留学することになって、本当に幸運だったと思います。私の日本語は思っていた通りあまり十分ではありませんでしたが、先生方も、一緒に授業を受けている日本人学生も分からないところをいつも親切に説明してくださって、我慢強く私の日本語を聞いてくださったので、心配することはなく、授業もとても楽しい時間になりました。そして、「よく学べ、よく遊べ」ということわざにあるとおり、いろいろなイベントや旅行にも参加させていただいたのです。イベントと言えば、どれも大変面白かったですが、中でも一番印象に残っているのは、「Japan Tent in Kanazawa」です。ちょうど金沢花火大会日の土曜日に着いて、浴衣を着せていただいて1万1千発の花火で迎えていただきました。その後金沢市と志賀町で3日間ずつ過ごしました。ホストファミリーの皆さんに暖かく受け入れていただいて、



それぞれの名所を案内していただいたり、おいしい料理を作ってもらったり、眠いのに遅くまでお話をしていただいたりして、本当に新しい家族ができたと感じています。そして、和菓子作りを初め、藍染、笹餅作り、地引網などを体験させていただいて、日本の伝統文化に触れることもできました。石川県で過ごしたこの8日間は、非常に暖かく歓迎してくれる人々に出会い、世界中から来る人々と交流し、よりよく日本を知る一生に忘れない経験となりました。



そろそろ帰国日が近づいてきて、日本と離れることになりましたが、これは決して終わりだとは思いません。この1年間はこれから歩いていく道のとば口になったと思うからです。

だんだん恐ろしくなっていた グリム童話

英文科教授 奈倉洋子

ひところ、『本当は恐ろしいグリム童話』という本が大ブームになったことがあります。グリム童話の初版では、もっとこわい話や場面があったのに、世に出回っている最終版（第七版）では、そういう箇所が削除されてしまっている。だから、本来のこわい話はこんなだったと、グリム童話を素材にして話を作り上げてくれたのです。

グリム兄弟が『子どもと家庭のためのメルヘン集』（『グリム童話集』と日本では訳されることが多いので、以下、この名称を使います）の初版を1812年に出版した際、読者から、不道德なもの、残酷なものが多すぎるという批判を受けました。そのため、グリム兄弟は、版を重ねるたびに、「問題のある」箇所をチェックして、書き換え、削除を行っています。『本当は恐ろしいグリム童話』の著者は、本来、グリム童話にあった、主として性的な意味での「恐ろしい」要素をふくませ、「白雪姫」や「いばら姫」などの世に知られたグリム童話の数々を、性のめざめ、近親相姦などの要素にみちたストーリーに仕立てあげたのです。

たしかに、グリム童話の最終版（1857年）では、性的なことをほのめかす要素は削除されたり、表現があたりさわりのものに和らげられているということは言えるでしょう。残酷な話も一部削除されました。しかし、今日の私たちから見ると残酷な場面は、なおたくさん残されました。いや、それどころか、場合によっては残酷でこわいイメージが、より強められていることもあるのを忘れてはならないでしょう。その例の一つが、極めつけの恐ろしい魔女の登場です。

グリムは、第三版（1837年）から、恐ろしい魔女の極めつけとも言えるトゥルーデの話童話集に入れました。童話集43番目にある「トゥルーデおばさん」の話を少し見てみましょう。

トゥルーデおばさんは人々によく知られた存在で、彼女の家は人間の頭蓋骨の垣根で囲まれていて、廊下には血のいっぱい入った樽がいくつも置いてあり、かまどでは、鍋に入った子どもが焼きあがっているといわれています。そして、子どもたちをつるはしで打ち殺すといわれているので、子どもたちには特に恐ろしい存在なのです。グリム童話では、通常、魔女が恐ろ

しいものとして描き出されるのは、その容貌と、魔法をかけて人をとって食おうとする行為によっています。しかし、この話では、それらのことは克明に描かれはせず、ただ暗示的に表現されているだけなのです。たとえば、親が制止するのを振り切ってトゥルーデの家を訪れた少女が、トゥルーデに向かって、「わたし、窓越しに見たの、あなたではなくて、火のように真っ赤な髪をした悪魔を。」というセリフがそれです。これによって、トゥルーデが悪魔と密接な関係をもった存在であることが暗示されているだけなのです。この話におけるトゥルーデという魔女の恐ろしさは、訪ねてきた、「強情」で、「でしゃばり」で、「好奇心の強い」少女に向かって言い渡す、「さあ、わたしを照らしてもらおうか」というセリフに集約されています。この場合、照らせというのは、明かりを手にとって照らし出せというわけではありません。トゥルーデが、魔法の力で少女を焚き木にし、それに火をつけて炎々と燃え上がらせ、その炎の明かりで照らし出せと言っているのです。「おまえを焚き木にするぞ」と言わずに、いきなり「わたしを照らし出せ」と言って、leuchten（光る、輝く、照らし出す）という語を使うところがとりわけ不気味さを感じさせるのです。やはり好奇心にみちていたために、おばあさんの紡錘にさわってしまい、百年の眠りにおちた、いばら姫の場合は、王子さまがやって来て、魔法の呪縛から解き放ってくれましたが、ここでは少女を魔法の呪縛から解き放ってくれるヒーローは現われてはくれません。少女は焚き木に変えられたまま、孤立無援の中、トゥルーデを赤々と照らし出す炎となって燃え上がるのです。

このような残酷な仕打ちには、「強情」で、「でしゃばり」で、「好奇心の強い」女の子へのみせしめの意味が強くこめられているのではないかと思います。このような、みせしめや罰は、版を重ねるにしたがって、むしろ残酷さが強まっている傾向があります。その例として、有名な「灰かぶり」（「シンデレラ」のグリム版）の話を見てみましょう。

おなじみの「シンデレラ」は、世界中に類話があり（日本にもあるのです！）、グリムの「灰かぶり」もその一つです。フランスのペローの「サンドリヨン」や

ディズニー版の「シンデレラ」では、妖精が、舞踏会に行くための馬車や衣裳、ガラスの靴などを魔法を使ってそろえてくれますが、グリムの話では、妖精などは登場せず、ハシバミの木がその代りの役目をしていきます。シンデレラといえば、ガラスの靴を思い浮かべる人が多いと思いますが、グリムでは、金の靴であるなど、細かい点でいろいろな違いがあります。しかし、ペローの話などと比べて、グリムの話で目立つ特徴の一つは、話の結末の残酷さではないでしょうか。

初版の結末部は、次のようになっています。(王子が、階段に残されていた片方の靴を持って、その持ち主を探している場面です。)

「灰かぶりは、はいていた左足の重い靴を脱ぎ、金の靴に左足をのせ、ほんの少し押し込みました。すると、その靴は、灰かぶりにぴったりと合ったのです。そして、灰かぶりが身体を起すと、王子は灰かぶりの顔を見つめ、あの美しい王女であることが分かり、叫びました、『これこそ本物の花嫁です。』継母と二人の高慢な姉たちは、びっくりして青ざめてしまいました。しかし、王子は灰かぶりを連れて馬車に乗せました。そして、馬車が門を通る時、鳩たちは叫びました。

『クークー、見てごらん！

靴には血がついてない。

靴は小さすぎはしない。

本物の花嫁を、王子が連れて帰る！』

いろいろありましたが、これで一応、ハッピーエンドになっています。このように、「不道德だ」「残酷だ」と批判された初版中の「灰かぶり」は、それほど残酷な結末にはなっていません。ところがその後、第二版(1819年)から、この後に、次のような長い文が付け加えられました。(これは、最終版までそのまま変更されません。)

「そう叫ぶと、二羽の白い小鳩は降りてきて、灰かぶりの肩にとまりました。一羽は右に、もう一羽は左にずっととまっていました。

王子との結婚式が行われることになった時、人をだまそうとした姉妹がやってきて、おべっかを使い、灰かぶりの幸福の分け前にあずかろうとしました。新郎新婦が教会に行く時、姉は右側に、妹は左側についていきました。すると、鳩たちが、姉妹のそれぞれの片目をくちばしでつつき出しました。結婚式が済んで、新郎新婦が教会から出てくる時、姉は左側に、妹は右側についてきました。すると、鳩たちは姉妹のそれぞれのもう一つの目をつつき出しました。こうして姉妹は、意地悪をし、人をだまそうとしたことの罰として、一生盲目で過ごさなければなりませんでした。」

多分、結末がこれほど残酷なことを知っている人は、それほど多くはないでしょう。絵本や子ども向けのほとんどの本では、残酷な結末を省略してあるからです。

前にも述べたように、意地悪な姉たちが鳩に両目をつつき出されるという結末は、初版にはなく、後から付け加えられたものでした。悪いことをした者へのみせしめとして、残酷な厳しい罰が課されていったものと考えられます。

グリムが残酷な要素を削除するどころか、むしろ残酷な罰を含んだ結末を付け加えていったことをどう解釈したらよいのでしょうか

それは、子どもの教育ということと密接な関係があるのではないかと私は考えています。

18世紀末から19世紀初頭にかけて産業革命が急速な勢いで進み、それに伴って家族構造も変化し、市民的小家族が現われました。市民的小家族は、子どもの教育に強い関心をもっていました。グリム童話集は、主にこうした市民層の子どもの教育のために購入されたのです。従って、グリム童話集は、主な購入者である市民層の要求と常に向き合わなければならない状況に置かれていました。グリム童話集の初版が出版された時、話の選択も、話の調子も子ども向きではないことに批判が向けられました。兄のヤーコブ・グリムは、メルヒェンの学問的性格を保持したいという意向をもっていましたが、出版社、批評家、読者などは、子どものための読物、子どもに読み聞かせる本を望んだのです。こうした中で、グリムは、第二版から、「子どもにふさわしくない表現を慎重に削除」(第二版序文)してゆくようになります。その結果、性にかかわる表現などは削除したり、表現を和らげたりしました。逆に、悪いことをした者への罰は、教育上の観点から、より厳しくされ、悪を断罪したのです。主として弟のヴィルヘルムが行ったとされる加筆、修正は、一面では時代と読者層の意向に強く規定され、それに対応しようと努力した結果でもあったと言えるのではないのでしょうか。

教職員組合で学んだこと — よりよい職場を求めて —

教務課課長 佐々木 佳 継

今年の夏、教職員組合に復帰することができた。賛助組合員制度ができたからで、決議権を持たないという制約はあるものの、組合の一員であることには間違いない。顧問弁護士に無料で法律相談をすることもできる。組合が管理監督者にも門戸を開いたことは画期的なことであり、働く者すべての生活と権利をまもる方向をめざすものと心から歓迎したい。

京教に就職('69年)して間もなく、若者の集まりに誘われ青年部に加入した。その後、青年部や教職員組合の活動に長い間かかわらせていただいた。

京都教育大学教職員組合の前身は京都師範学校教職員組合で、'47(昭和22年)年11月組合同約が制定されている。新制国立大学として発足した京都学芸大学('49年)を経て'66年に改称し今日に至っている。

就職後の組合活動は見てきたが、それ以前の組合はどうだったのか、組合30年記念誌の歴代委員長の思い出を少し抜粋させていただいた。文意を変えていないつもりだが、失礼があればお許しいただきたい。ただ、創立から'60年頃までの資料や記録がほとんどないとの事で、あまり多くは紹介できない。

◇

'61年 その頃京都の大学職組としては、京大、立命館大、同志社大が加わって四者の連絡協議会をもっていた。その年のメーデーには組合はじめて以来の参加(79名)があった。全くのレクリエーション組合かと思われるであろうが、職員の定年制の問題や勤務条件、諸手当などについても粘り強い交渉をつづけて関係者を困らせたことも今から思えばなつかしい思い出の一つではある。

◇

'62年 勤評闘争の一環として、中央執行委員会からスト指令があった。単位組合は独自の主体的行動がとれないのかということが大学教官班で問題になっていた。あげくの果てに、学部教官、附属教官、事務職員で組合を三分しようという意見が大勢を支配しそうな雲行きであった。どんなことがあっても組合を割るような結果だけは阻止しなければならない。ある日の教授会後の教官集会の席だった。「火消し」演説をぶった。

◇

'63年 学科の順番で執行部に出たところ、家政科の先生と私と、どちらか委員長をやれということになって、午後11時ごろまでもめた上、京阪電車がなくなるので私が引き受けた。組合はその当時、大学教官班と附属学校班とに分けた組織で運営することになった時代であったと思います。

◇

'64年 当時は組合費が一律月100円で、組合の運営は組合員の親睦・レクリエーションに重点がおかれていました。ところが昭39年7月教員養成審議会から「教員養成のための教育課程の基準について」の中間案がだされ、それに引き続いて、9月文部省より内示された学生・教官定数の一方的改変により教員養成制度改悪の反対運動が、教官・学生の間になり、組合としてもこの問題に取り組み、遂に11月代議員会で「教養審中間案」と「学生定員削減」に反対の決議をしました。

◇

'67年 多少なりとも、それ以前の親睦中心の組合から脱皮する方向に進めることができたことは幸いです。ILO条約批准に伴って、政府は職員組合に参加し得ない中間管理職の指定を命じてきた。この折に、教授全員を管理職にして組合から脱けようとする動きもあったが、組合はこれを人事委員会等数名の指定に抑えることに成功した。

◇

'68年 東大を中心として大学紛争が激化し、政府が「大学管理法」を制定する動きを示したときでした。それに対して当組合としてはいち早く大学の自治を基本的に破壊するものとして執行部声明を出し、京都地区大学連合を軸として積極的に反対活動を取りくみました。

以上、雰囲気を読みとっていただけただけでしょうか。

◇

京都師範学校教職員組合は、'48(昭23)年6月9日に労働協約を結んでいる。労使の信頼関係を築くとともに、協力して教育への責任を果たす決意が述べられていることに感動を覚えます。当初は親睦会として発足したのだらうと憶測しますが、数は力、継続は力が

今日の組合運動の底流に力強く流れているように感じます。そして、その時々役員や組合員の並々ならぬ努力が今日の組合を発展・成長させてきたのだらうと思います。

◎京都師範学校教職員組合労働協約書（昭和23年6月9日）（抄）

京都師範学校長（以下甲という）京都師範学校教職員組合（以下乙という）は労働組合法の精神に則って左の通り労働協約を締結する。

- 一 甲は乙を団体交渉の相手と認め、甲は乙組合員の生活保証の当面の責任者として乙組合員及びその家族が健康で文化的な生活をなし得る給与制度の確立に努力し甲乙協力して民主的教育の興隆をはかる責務を有する。

（略）

- 六 甲と乙は本協約の趣旨に則って校務協議会を設置する。校務協議会の構成及び会議規程運営に関しては双方協議に依り別に定める。

（略）

了解事項

- 一 校務協議会の規約運営に関しては、組合側に学校当局側と対等の発言権を認めること

（略）



今日の組合活動は、私が経験したものより緻密で内容の濃い高度なことが多い。特に、'04年の国立大学法人化以降は、仲介役であった人事院の関与を受けることなく、労働基準法はじめ関連法規の適用を受けることになった。就業規則などは人事院規則ではなく、労働基準法の適用であり、すべては労働者と使用者が対等に交渉と協議で決めることになっている。労働者にとっては、労働環境の改善が第一の重要課題であり、安心して働き続けられる職場を求めていくことが重要で、当然のことながら職場が権力や金力、暴力によって支配されることがあってはならない。

組合は'07年の運動方針に「教育研究の自由と大学の自治を守るために、必要な人員配置と業務量の軽減、人間的暮らしをする時間的な余裕、勤労意欲の湧く、労働条件を要求していきます。」と掲げています。

非常勤を含むすべての教職員の生活や権利の引き上げに力を注ぐことが大切です。そして、解雇や雇止めのない安心して働ける保障があってこそ、すべての教職員の能力を活かして、大学運営、大学経営をより発展させることができると思います。また、これからの労働組合の役割は、労働環境改善にとどまらず、人類が直面している地球環境の悪化や、食料や水の危機の打開にも力を発揮していかなければならないと思います。

先般、組合のビアパーティに参加させていただ

た。最後に挨拶に立った附属学校部会の方が「長い間組合に加入していなかったが、組合に加入し、役員を引き受けて、組合の大切さを実感している。多くの方と共に、生活を守るため、良い職場を築くために頑張ります。」と述べられた。



大学経営が困難になっていく時代こそ、しっかりした組合活動が必要であり、組合こそが大学の羅針盤の役割を担い得るものです。経営側も、時間と財政を無駄なく活用して、教育研究に対する市民の期待に応えていく必要があります。そのためにも、教職員組合との協同をよりすすめていくべきだと思います。



私は、教職員組合で学んだことを活かして、金権主義ではなく、文化を享受しつつ自然と共生していける人類社会を目指すことが、次世代への責任であると考えています。仲間とともにそうした生き方をめざしたいと思います。

労働基準法（昭和22年4月7日 法律49号）（抄）

（労働条件の原則）

第一条 労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない。

- 2 この法律で定める労働条件の基準は最低のものであるから、労働関係の当事者は、この基準を理由として労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上を図るように努めなければならない。

（労働条件の決定）

第二条 労働条件は、労働者と使用者が、対等の立場において決定すべきものである。

- 2 労働者及び使用者は、労働協約、就業規則及び労働契約を遵守し、誠実に各々その義務を履行しなければならない。

（均等待遇）

第三条 使用者は、労働者の国籍、信条又は社会的身分を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件について、差別的取扱をしてはならない。

引用参考：京都教育大学教職員組合30年記念誌、50年記念誌



'74春闘 4・11全1日ストライキ・学内デモ行進

地球と人にやさしい校舎の実現

附属桃山中学校副校長 多羅間 拓也

永年の願いが叶い、昨年度末、本校の北校舎（本館）が、改修されました。この校舎は昭和38年に旧体育館兼講堂（平成9年に改築）とともに建てられた校舎で、当時としては斬新で、洗練された構成美をもつ校舎でした。この度の改修工事は、耐震性能の向上とともに、全面的な機能改善を図るもので、校舎の4箇所に筋交い（ブレース）を入れるだけでなく、鉄筋コンクリートの躯体以外、建物の全てを一新する、大変大がかりな工事でした。全面改修ですので、内外装、建具、空調、電気、ガス、水道等が一新されて、全く新築同様になりましたが、何より今回の改修で注目すべき点は、「地球と人にやさしい校舎の実現」を



竣工時の本館校舎（昭和38年）



本館竣工当時の校門からの光景



改修後の本館校舎（玄関付近）

コンセプトに、いくつかの工夫がなされたことです。

まずその第1点は、「屋上緑化」です。この校舎の、国道に近い東半分には、屋上に緑化パネルを設置し、校舎の室温上昇を抑制しています。最近、ヒートアイランド防止のため、大規模建築への屋上緑化が推進されていますが、まだまだ屋上緑化がなされている校舎の例は少なく、今後の学校建築のモデルとして、早くも見学者が来校されています。なお、屋上緑化の見学とメンテナンス、さらには避難経路の確保のため、新たに外部階段が設置され、学校に新しい景観が出現しました。

第2点は「雨水再生水設備」が設置されていることです。雨水再生水設備は、この校舎に降った雨水を地下タンクに貯蔵し、学級菜園をはじめ、校内の樹木や自然観察池等への散水に利用する装置です。地下のタンクは、約30立米の容量ですが、そのタンクに貯蔵された雨水は、簡易浄化されたのち、ポンプで加圧され、屋上の緑化パネルほか、校内各所に設置された散水栓に送られています。「2003世界子ども水フォーラム」において、本校の生徒たちが大活躍をしたこともあり、本校ではすでに、平成14年に雨水タンクが



現在の校門からの光景



屋上緑化

設置されて、生徒が校門付近の緑化活動に活かしてきました。現在、中庭の学級菜園を整備中ですので、今後はこの雨水再生水設備を生かして、中庭を中心に、雨水利用が大きく促進されることとなります。

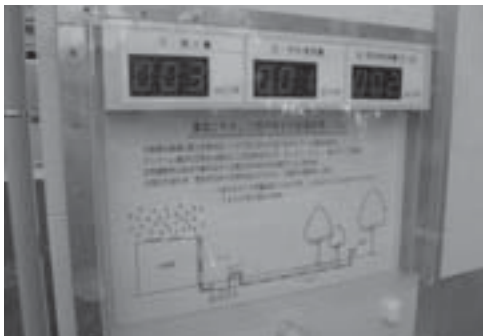
第3点は、玄関ホールの階段に、車椅子用のリフトが設置されたことです。今回の改修工事で、玄関ホールだけでなく、渡り廊下のトイレもバリアフリーになり、以前に比べて、車椅子利用者などにとって大変やさしい校舎になりました。先日、本校の「桃山オープンセミナー」（創立60周年記念事業）で、元保護者である石井浩一・フィーナご夫妻に講演をしていただきましたが、その時、この車椅子用リフトの最初の利用者として、フィーナさん（多方面で活躍中の、全身麻痺の画家）に使っていただき、大変喜ばれました。

これ以外にも、冷暖房装置は地球にやさしいGHP方式が採用されていること、教育相談や個別指導に生かせる「自習室」が各階に設置されたこと、生徒の安

全対策等のために、インターホンが全教室に設置されたこと、帰国生徒学級2教室間が可動間仕切りになっていて、両教室を合わせれば学年集会も可能な大空間になるなど、多様な活用が可能になったこと、その他さまざまな工夫が施されて、「地球と人にやさしい校舎」が実現しました。

本校は、平成8年度に「全国小学校中学校環境教育賞」で優秀賞を受賞するなど、かねてから環境教育に関心を持っていましたが、この「地球と人にやさしい校舎」の完成を契機に、さらに、学校全体での環境教育が活性化することを願っています。昨年は「国際花と緑の博覧会協会」の支援プロジェクトの一環で、観察池（ビオトープ）が設置されました。また、校庭の各所に、理科の授業等における生徒のさまざまな取り組みが進行しています。6月の「環境月間」には、生徒会活動として環境ポスターの制作があり、2学期からは緑化委員会が中心になって、改修工事後の中庭に花壇（学級菜園）整備活動が進行中です。今後は、平成11年に設置された、南校舎の太陽光発電設備等も活用し、環境教育研究の拠点とし、学校全体を「地球と人にやさしい学校」のモデルにすることに取り組みたいと思っています。

最後になりましたが、今回の校舎改修を実現してくださった、本学施設課や関係諸機関の各位に厚く御礼申し上げます。



ポンプ室（雨水再生水設備）



散水栓（雨水再生水設備）



世界水フォーラム記念雨水タンク



ビオトープ（自然観察路）

高らかに響け 20年ぶりの校歌

附属高等学校副校長 斉藤 正 治

7月19日午前10時、ゲームセットとともに附属高校の校歌が西京極球場に流れた。ホームプレート上に整列した18名の選手たちは誇らしげに校歌を斉唱した。全国高等学校野球選手権京都大会に出場した附属高校野球部は、京都市立日吉ヶ丘高校と対戦して15対0（5回コールドゲーム）のスコアで圧勝した。

翌20日付の京都新聞は、「京教大付20年ぶり白星」という見出しの下、校歌を歌ったあと満面に笑みを浮かべて応援席へと駆け出す選手たちの喜びの姿をとらえた写真とともに本校の堂々の勝利を次のように伝えている。

— 初回。安打と三四球で先制すると、無死のまま先発9人が得点、3巡目まで打者19人の攻撃が続いた。大量点をバックに先発の法崎は「全力で打ち取ることだけ考えた」と左腕を振り、四回からは上原が「20年勝てなかった先輩たちの気持ち」を右腕に込める。最後の打者を遊飛に仕留め、ナインの歓喜は爆発した。—

この新聞記事は21年前の夏をよみがえらせる。1986年7月24日付の京都新聞には、「教大附 悲願の初白星」が「初勝利の校歌を高らかに歌ったあと、足取りも軽やかにベンチへ戻る教大付ナイン」の写真添えて報じられた。創部11年目にやっと流れた校歌であった。本校はその翌年にも連続して初戦を突破したが、それ以降20年間、夏の大会では勝利から遠ざかったままであった。

その20年間、大敗もあれば惜敗の試合もあった。1994年には府立商業高校（現京都すばる高校）と延長14回の死闘を演じた。その年、本校の野球部には優劣のつけ難い2人の投手がいた。府立商業戦では、3年生の右腕立木が5イニングを投げ、その後を2年生の左腕西山が引き継いだ。西山が残り4回を投げてゲームセットとなる予定だったが、試合はもつれて延長戦に入り、結局14イニング目で1点差に泣くことになった。敗れはしたが、炎天下で計9イニング、1試合分を投げ切った西山はすっかり自信をつけ、続く秋の大会では、3年生が引退してたった9人になったチームを二次戦にまで導くという快挙を演じた。

西山は、本校を卒業して約1年後、突然の病魔に襲われて急逝した。告別式では高校の野球部の同級生たちが彼の棺を担いだ。

今年の20年ぶりの快挙にあたって、「西山の分まで頑張る」と誓ったこの部員たちからお祝いのメッセージが届いた。「20年分の気持ちをありがとう」で始まるそのメッセージの一部を次に記す。

— 20年ぶりの初戦突破、おめでとうございます。日々、それぞれの忙しさに取り紛れる中、本当に嬉しいニュースでした。私たちの中にも野球部の思い出があることを誇らしく、今も私たちを支えてくれているのだな、と改めて思いました。来年も良いニュースを心待ちにしています。—

2007年の夏は、附属高校野球部員ならびにそのOBの皆さん、そして部員の保護者の皆様や附属高校野球部を応援して下さるすべての方々にとって、忘れられない夏になった。

(文中 敬称略)



京都新聞掲載 平成19年7月20日付 朝刊 19面

「京都教育大学の地域貢献に期待する」

京都府教育委員会高校教育課総括指導主事 須原 洋次
(社会科専修 平成7年度修了生)

大学院在籍中、阪神淡路大地震や地下鉄サリン事件が起こった。不惑の年を迎えようとしていた。私が大学院での研修を希望したのは、地理教育についてもう一度きちんと勉強しておきたいと考えたからであった。これまで、项目的羅列的な知識を授けることに終始してきた地理教育は、現代社会の登場や世界史必修の影響もあり、地理の履修者が減少するなど「地理教育の危機」とさえ言われるようになった。

大学では、坂口慶治先生のもとで学ぶことができた。大学は小規模であるが教員養成大学のメリットか、あらゆる教科専門領域の研究者がおられることは心強い。結果として図書館の蔵書も多岐にわたっている。しかし、図書館は時として心ない学生のサロンと化すこともあり願わくば、院生らにとって静かに勉強できる机・部屋があればなお嬉しかった。

大学の熱心な諸先生のご指導のおかげで、修了して間もない平成9年以降、学習指導要領改善の研究協力者会議委員や国立教育政策研究所の事業に係るいくつ

かの委員を仰せつかった。現在も中教審教育課程部会社会科・地理歴史科・公民科専門部会委員などを務めさせていただき、新たな勉強の機会を得ている。

現在の職に配属されてからは、京都教育大学と府教委との包括協定の下、インターンシップ、大学生教育ボランティア、教員研修など高大連携で、大学あるいは諸先生方に多面的にご支援ご協力をいただいている。教育委員会で高大連携を担当していると、さまざまな大学との連携協力の場面がある。各大学のスタンスも多様であるが、京都教育大学の今日の教学や連携の姿勢には、在学時代には感じられなかったアグレッシブな印象を受ける。教員大量退職時代に直面した今、地域の教員養成機関として、あるいは教員免許更新制等をはじめとするさまざまな教員研修の場として、教育行政にとっても一学校教員にとっても大学の存在価値はますます大きくなるであろうと考える。研究と教育に関わって、京都教育大学の地域貢献に一層の期待を持っている。

「ライフワークをもて」という言葉に励まされて

京都府立北嵯峨高等学校教諭 山脇 正資
(第二社会科学科地理学専攻 昭和60年度修了生)

大学を卒業して20年以上が経ちました。大学四年間は体育会山岳部に属し、1年の3分の1は「山暮らし」という生活を送っていました。槍・穂高、剣、屏風岩など雪や岩と格闘していた四年間でした。四回生になり、卒論作成の時期になると、地理学を専攻していた私は、今度は久美浜の臨海実験実習室(当時)に泊まり込んで地形調査にのめり込みました。今、思うとその頃のことが非常に懐かしく思い出されます。

無事卒論を提出し、卒業式後の謝恩会で、恩師から様々な言葉をいただきましたが、その中でも「ライフワークをもって、今後の人生を送るように」という言葉が最も印象に残っています。教員になってからも、その「ライフワークをもて」の言葉に励まされて、卒論で調査したフィールド以外の地域にも通うようになり、主に京都府北部の地形調査に携わるようになりました。そして京都府の土地分類基本調査やレッドデータブック作成、町誌編纂などの仕事にも関わらせていただきましたが、自然や人間を観る目は、大学四年間に学んだことが基礎になっていると思います。

さて、今、勤務する学校では、進路指導部長という

立場で仕事をしています。現在、教育の現場は、授業をきちんとしていれば何とかなった時代ではなくなり、補習授業や生徒指導・進路指導、保護者への対応など、様々な仕事が入り込むようになりました。また、社会も大きく変化し、学校への期待は大きくなるばかりです。このような中、仕事は忙しくなる一方ですが、基本は、生徒一人一人を丸ごと理解することだと思っています。生徒の一面だけを理解するのではなく、様々な場面での生徒の姿を理解しておく必要があると思っています。学生時代に地理学を専攻し、フィールドワークを通して地域を「総合的に理解する」ことを叩き込まれましたが、今となっては地域だけでなく、人間も組織も総合的に理解しなければならないと強く思っています。そして、そういうトレーニングを若い間に受けてよかったと思っています。

毎日、進路指導室に自分の進路のことについて相談する生徒がやって来ます。そういう生徒たちにできるだけ広い視野で将来の進路についてアドバイスするよう心がけています。

イタリアに嶋本昭三美術館が誕生

名誉教授 嶋本昭三



2007年6月、イタリアに「嶋本昭三美術館」が設立された。

同じ頃、ベネチアでは2年に1度開催される現代芸術

フェスティバルである「ベネチア・ビエンナーレ」が始まったばかりで、ベネチア市内の各地で様々なアートが発表されていた。その中で、「ARTEMPO」という展覧会には、ピカソ、マンレイ、イーブクライン、マルセル・デュシャン、アルベルト・ブーリー、アントニー・タピエス、ギュンター・ウッカー、ジャディ・ビュッフェ、リチャード・セラ、アルマン、そしてフォンタナ達と共にぼくの180cmの穴の作品等3点が並べられている。

それとは別に、嶋本昭三は単独でも、ビエンナーレの主たる会場である「ジャルデーニ」の海を隔てた向かいにあるリド島のサンニコロという巨大な建物を独り占めしてピン投げパフォーマンスをも企画してくれた。

これらは何れも1954年に嶋本昭三が、師・吉原治良の許で「具体美術協会」を結成し、当時はヨーロッパやアメリカに先立って新しい試みを次々と発表したからである。その記録の第1号は凸版の印刷機を貰ってきて手刷で具体の機関誌を発表し、ポロックがニューヨークで愛用車と共に転落して死亡した時、彼の枕元にこの具体誌がおいてあったとか、なかったとかで大変話題になった。

1993年にはベネチア・ビエンナーレに白人以外で初めて有色人種のアートが「具体グループ」を対象に招かれども10m²大地の作品2点をはじめ、穴の作品や「作品の上を歩く」など、10点近く出品した。又1999年にはデビッドボーイやオノ・ヨーコ達と「POEM」というテーマで招待された。ところで、アメリカで活躍しているプロ野球のイチロー選手はプロ野球の殿堂入りを果たしたが、ベネチア・ビエンナーレにもベニスにカ・ペーサロという殿堂があって、ぼくの作品は2005年に4点所蔵された。

このような経緯があってイタリアはここ数年、毎年のように招待され、ついには嶋本昭三美術館が創られることになった。場所はレッジョ・エミリアでベニスより西南約100km、ミラノより東南約100kmのと

ころにあり、イタリアの国旗が制定された町として有名な美しい街である。

イタリアだけでなくアメリカではL.A.の現代美術館「MOC A」が1998年に第二次世界大戦後の世界の現代美術については特に「ACTION」に重点を置いた代展覧会を企画し、その後ウィーン、バルセロナ、東京を巡回したが、その時、ポロック、フォンタナ、ジョン・ケージと共に「世界の4大アーティスト」の一人に選ばれた。

そしてアメリカの美術大学の教科書Abrams社の「Art History」に現代美術家として日本でただ1人、嶋本昭三の写真と記事が掲載され、コレクションとしては、パリのポンピドーセンターに嶋本昭三の1995年作「この上を歩いて下さい」と1958年のテープを使用した現代音楽がある。

1986年パリはポンピドーセンターに白人以外のアーティストとして始めて招待された時、当時京都教育大学の教授であったぼくは頭をそってパリで当時交際していたヨーロッパのメールアート仲間にアートを描いてもらって出席し、それがその日のニューヨークヘラルド紙の一面に掲載され、日本のフォーカスにも載った。

又、ロンドンのテートモダンには嶋本昭三の「穴」の作品2点が所蔵されている。

ところで、このところ日本では「分かり易い」が盛んでテレビでも美術館も「分かり易い」が風靡しているがぼくは具体の精神に則って「誰もやったことのない」を徹底していくつもりである。単に形だけでなく、考え方も哲学も全てオリジナルを通して、そこから始まっている。

イタリアの嶋本昭三美術館ではアーカイヴとして、これらの考え方などを資料としても整えて嶋本のアートを残したい。又運営に関して、作品の販売も積極的に協力してくれる。

ぼくは現在79歳、飛行機による移動はへこたれるがこれらの中でこれからも新しいアートを模索していくつもりである。



読者の皆さまへ

KYOKYO120号をお読みいただきありがとうございました。

より良い広報誌を作成するため、皆さんからのご意見・ご要望をお待ちしております。

広報誌のご感想や今後取り上げてほしいこと、質問したいことなど何でも結構ですので、下記までお寄せください。

〒612-8522 京都市伏見区深草藤森町1番地
京都教育大学企画広報課気付「地域連携・広報委員会」
E-mail: kouhou@kyokyo-u.ac.jp

120号編集後記

広報誌「KYOKYO120号」をお届けいたします。特集は「附属養護学校から附属特別支援学校へ」「京都教育大学附属京都小・中一貫学校の取り組み」の二本立てです。附属養護学校は平成19年4月より附属特別支援学校へと名称変更しました。これは学校教育法の一部改正に基づくものですが、単に名称の変更のみならず、教育の内容自体も大きく変わることになります。「特別支援教育」の理念は児童生徒一人一人のニーズに応じて適切な教育的支援を行うことにあります。この理念の実現のために附属特別支援学校が行う新たな取り組みについて特集します。また、附属京都小学校・附属京都中学校が取り組んできた、9年一貫教育システムの研究開発についてもご紹介します。児童・生徒が自ら将来の展望を切り開いていく能力をつけるための『キャリア教育』を中核に据えた研究は全国的にも注目を集めています。地域の教育の基幹学校として、様々な課題に取り組む本学附属学校園の活動について知っていただければ幸いです。

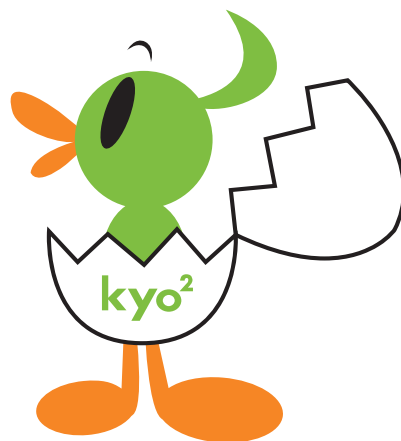
なお表紙は附属京都小学校の間島一輝さんの作品です。「幸せな気分」があふれだすような色彩をお楽しみください。

地域連携・広報委員会委員長 武蔵野 寛



地域連携・広報委員会

委員長	武蔵野 寛				
副委員長	谷口 淳一				
委員	広木 正紀	田中 里志	浅井 和行	樋口 とみ子	
	村上 忠幸	香川 貴志	村田 利裕	宇野 和樹	
事務担当	企画広報課				



京都教育大学広報 第120号

発行日
2007年10月31日

編集
地域連携・広報委員会

発行
京都教育大学
〒612-8522 京都市伏見区深草藤森町1
電話 075-644-8125
<http://www.kyokyo-u.ac.jp>